

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」における啓発活動

障害を理由とする差別の解消を効果的に推進するためには、国民各層の関心を高め、その理解と協力の下に進めることが重要であることから、国及び地方公共団体において、必要な啓発活動を行うこととされている（第15条）。

法施行に先立ち、平成25年度に実施した啓発活動の例としては、本法の趣旨や内容について広く周知を図るためのリーフレットの作成や共生社会地域フォーラムの開催が挙げられる。今後、本規定を踏まえた啓発活動については、基本方針において基本的な事項を盛り込むとともに、実施に当たっては、関係省庁や地方公共団体とも連携して取り組んでいくこととしている。



リーフレットわかりやすい版（表紙）



共生社会地域フォーラム「障害を理由とする差別の解消に向けて」 北海道（札幌市）

※リーフレット等は内閣府ホームページ参照。

(<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>)